

# 亀山市立関小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

平成29年6月一部改正

令和 2年5月一部改正

令和 4年5月一部改正

令和 5年9月一部改正

## 1 いじめに対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

#### (定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より】

上記の考え方のもと、亀山市教育ビジョン及び亀山市いじめ防止基本方針に基づき、全ての教職員が「いじめは、どの学年・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識にたち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「関小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめの防止及びその対応等は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、いじめをなくすため、まずは日頃から個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童理解に立ち指導の充実を図り、児童が楽しく学びつついきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要であると考えます。

### (2) いじめ防止のための基本姿勢・意識（認識）

いじめ防止のための基本姿勢として以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく関係機関や専門家と協力して解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

また、いじめ問題に取り組むにあたっては、下記の意識（認識）を持つことが必要である。

- ・いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・いじめは、人権を侵害するものであり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめられている児童を徹底して守り通す。
- ・いじめの認知件数が増えることが問題ではなく、積極的に認知して解消を図ることが重要である。
- ・いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめは、学校、家庭、地域等すべての関係者が、総がかりで取り組むべき問題である。

### (3) 関係機関との連携

学校は亀山市教育委員会からの学校支援を受けながら、組織的に関係機関と連携して、対応を図る。

学校は、いじめが発生したら、速やかに亀山市教育委員会に一報する。

学校は亀山市教育委員会と連携しながら、教職員からの経過報告や相談を受けるとともに、事案の重大性や学校の意向等を考慮しながら、指導主事の派遣、スクールカウンセラーの活用等の支援策を、三重県教育委員会、亀山警察署、鈴鹿児童相談所等との連携のもと検討し、亀山市教育委員会からの学校支援を受けながら、いじめ問題の早期解決を図る。

いじめに関する通報及び相談を受けた者は、いじめに関する通報又は相談を行った者等の個人情報適切に保護するよう留意する。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当、養護教諭、心理の専門家等によって構成されるいじめ防止対策委員会を常設する。また、必要に応じて、学級・学年・特別支援学級担任が委員会に加わる。

### (2) いじめ防止対策委員会の役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

### 3 いじめ防止の対策のための具体的な取組

#### (1) いじめ防止のために

##### ① いじめについての共通理解

ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起った時のいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用して行う。

イ 児童に対しても、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成していく。

(例 何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する等)

##### ② いじめに向かわない態度・能力の育成

ア 学校の教育活動全体を通じて児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。

イ 児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

##### ③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

ア いじめ加害の背景に様々なストレスが関わっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていくこと、児童の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団作りを進めていくことが求められる。

イ ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

ウ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたりいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

##### ④ 自己有用感や自己肯定感を育成

ア 全ての児童が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、子どもの自己有用感が高められるよう努める。

イ 自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

ウ 全ての児童が、安全・安心に学校生活を送ることができ、学習その他の活動に主体的に参加・活躍できるよう、授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

⑤ 児童自らがいじめについて学び取り組む機会の設定

ア 児童がいじめの問題について学び主体的に考える取組の推進

児童自らがいじめの問題について学び主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

その際、全ての児童が取組の意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

イ 道徳教育及び体験活動等の充実

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境を作るため、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。また、学校における児童のネットリテラシーや情報モラルを育む教育を推進する。

⑥ いじめの防止等のための啓発活動

ア 学校は、児童が学級活動や児童会活動の中で、いじめ防止等のために自主的な活動を行う。

いじめの防止等について理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、4月と11月をいじめ防止強化月間とし、いじめの防止に向けた児童の主体的な取組を推進し、児童だけでなく、保護者、地域に広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を深める機会を設定する。

また、児童、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる窓口、及び関係機関と連携を図る。

(2) 早期発見のために

① いじめの実態を把握するための取組

ア 日常的な児童への目配りや個人面談、生活ノート(連絡帳)等のやり取りを通して、交友関係や悩み等の情報の把握に努める。

イ 学期に1回以上の生活アンケート(いじめアンケート)調査や児童自らのSOSを重視する。教育相談の実施、学習用端末等の活用等により、いじめの実態把握に取り組む。

ウ 抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。

エ 学校と家庭が連携し、児童の悩みや不安をいち早く把握するように努める。(「いじめの早期発見のための気づきリスト」等の活用)

オ アンケートの実施にあたっては、適切に児童の声を把握できるよう回収方法等プライバシーに十分配慮する。その際、虐待が疑われる記述等があった場合は、市へ情報提供又は通告するとともに、保護者から情報元の開示の求めがあっても情報元を保護者に伝えず、鈴鹿児童相談所等と連携しながら対応する。

② 保護者の役割

保護者は保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ものとされている。学校が講じるいじめの防止等のための措置に協力を要請する。保護者との信頼関係を

確立することで、家庭訪問や家庭連絡等を通して児童の情報交換ができるようにする。

- ③ いじめに関する通報及び相談を行うことができる関係機関・団体等の相談窓口の周知  
いじめ防止等に関する機関又は団体と連携し、児童、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる相談窓口の周知を図る。

また、児童がいじめの問題を起こす背景には、自分だけでは対処できないような複雑で多様な悩みや不安を抱えている状況が考えられる。こうした状況を早期に発見し対応するため、スクールカウンセラー等を活用することにより、学校の教育相談体制の充実を図る。

亀山市いじめ等の教育相談窓口

電話 0595-84-5077

相談日時 月～金(午前9時～午後5時)

「こどもLINE相談みえ」

(対象)中学生、高校生(相談時間)平日の午後5時から午後9時まで

(方法)無料通信アプリLINEでの相談(相談者)臨床心理士等が対応

「いじめ電話相談」毎日24時間 三重県教育委員会 TEL059-226-3779

「24時間SOSダイヤル」毎日24時間 文部科学省 TEL0120-0-78310

「少年相談110番」平日9:00～17:00 三重県警察 TEL0120-41-7867

「こどもほっとダイヤル」13:00～21:00 TEL0800-200-2555

「子どもの人権110番」平日8:30～17:15 法務省 TEL0120-007-110

「こども弁護士ダイヤル」平日9:00～17:00 三重弁護士会 TEL059-224-7950

「チャイルドラインMIE」月～土 16:00～21:00 TEL0120-99-7777

④ 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や亀山市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進めていく。

⑤ 学校・保護者・地域の連携推進

いじめ問題への理解を深めるための広報啓発活動を積極的に行うことで学校・家庭・保護者の連携推進を図るとともに、相談機関等の周知も積極的に行う。

(3) いじめに対する措置

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合にはすぐに事実確認を行い、いじめの疑いがある行為には適切な関わりを持つとともにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の

安全を確保する。

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、特定の職員がいじめに関する情報を抱え込むことなく、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

イ 発見・通報を受けた教職員は、直ちに学校長に報告し、速やかに学校におけるいじめ防止対策委員会で情報を共有する。学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通す。加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。その後、当該組織が中心となり速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者、被害加害双方の保護者に連絡する。

ウ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるとき、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報する。

エ 必要に応じて、学校におけるいじめ防止対策委員会の方針のもと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、児童の心のケアや、関係機関との連携を進めるとともに、弁護士や精神科医等の医療関係者等と連携することも検討する。

## ② いじめられた児童又はその保護者への支援

ア いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、いじめられた児童の安全を確保する。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう必要な措置をとり、環境整備を図る。状況に応じて外部専門家の協力を得る。

イ いじめられた児童や保護者が調査を望まない場合であっても、その理由を把握し、児童を全力で守ることを最優先とし、どのような調査を行うことができるか児童や保護者と協議する。

## ③ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

ア いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。事実関係が確認できたら迅速に保護者に連絡し、保護者の協力を求めるとともに保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童へは、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じて特別の指導計画による指導のほか、関係機関との連携による措置も含め毅然とした対応をする。

## ④ いじめが起きた集団への働きかけ

ア いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。また、はやしたてる等同

調していた児童に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。学級全体にはいじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる指導をする。

#### ⑤ ネット上のいじめへの対応

ア ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため直ちに削除する措置を取る。その際、必要に応じて関係機関の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し適切に援助を求める。学校における児童のネットリテラシーや情報モラルを育む教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。併せて、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。

#### ⑥ いじめが「解消している」状態の判断

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

##### ア いじめに係る行為が止んでいる事

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。

ただし状況によってはさらに長期の期間が必要である場合は、亀山市教育委員会又はいじめ防止対策委員会の判断により、さらに長期の期間を設定する。

教職員は相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

##### イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点で、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。教職員は被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する。また、被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

「いじめが解消している」状態とはあくまで一つの段階にすぎず、「いじめが解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していく。

## 4 保護者・地域の役割

### (1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指

導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ものとされている。

また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとされ、いじめ防止に関する家庭の役割は極めて重要である。

## (2) 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したりいじめの疑いを認めたりした場合は、学校や亀山市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進めていく。

## (3) 学校・保護者・地域の連携推進

学校は、PTAの各種会議や保護者会等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり学級通信や学年通信を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進しなければならない。

また、学校はいじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、学校、保護者だけでなく地域住民もまきこんで、地域ぐるみのいじめ防止対策を効果的に推進することが必要である。

# 5 重大事態への対処

## (1) 重大事態とは

法第28条で、次の場合を重大事態として、学校の設置者又はその設置する学校は、その事態に対処し速やかに事実関係を明確にするための調査を行うものとする規定されている。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。</li><li>二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。</li></ul> |
|--|

① 「心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- ア 児童が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

② 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、欠席日数が30日に満たなくとも、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、亀山市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとして

も、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

被害児童・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため学校は決して、被害児童・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。

## (2) 重大事態発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合、亀山市教育委員会を通じて亀山市長へ事態発生について報告する。

## (3) 重大事態への調査

### ① 調査の趣旨及び調査主体

ア 法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

イ 亀山市教育委員会は、学校からの報告を受け、調査主体、組織、方法等を判断する。

ウ 学校が調査主体となる場合であっても、亀山市教育委員会は学校に対して必要な指導、また、人的措置を含めた適切な支援を行う。

### ② 調査を行う組織

ア 学校又は亀山市教育委員会の調査機関が、当該重大事態に関する調査にあたる。

イ 重大事態の内容により、鈴鹿児童相談所、亀山警察署、津地方法務局等への参加要請を行う。

### ③ 調査

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、児童が自殺等により亡くなった場合については、「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針(改訂版)(平成26年7月文部科学省)」により適切に対応する。詳しい調査を行うにあたり、事実の分析評価等に高度の専門性を有する場合や、遺族が学校又は学校の設置者が主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進めることとする。

ア いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

いじめられた児童から十分に聞き取るとともに、在籍児童や教職員に対するアンケート調査や聞き取り調査等を行う。その際には、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先として調査を実施する。また、調査による事実関係の確認とともに

に、いじめた児童の背景をつかんで指導を行い、いじめの行為を止める。さらには、いじめられた児童の事情や心情を聴取し、本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

イ いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童の保護者から要望や意見を十分に聴取したうえで、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等に着手する。

ウ 児童の自殺という事態が起こった場合

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指して進めていくこととする。

(4) 被害児童・保護者等に対する調査方針の説明等

調査実施前に、被害児童・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明すること。説明を行う主体は、亀山市教育委員会及び学校が行う場合と、第三者調査委員会等の調査組織が行う場合とが考えられるが、状況に応じて適切に主体を判断する。

① 調査の目的・目標

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするのではなく、学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明する。

② 調査主体（組織の構成、人選）

被害児童・保護者に対して、調査組織の構成について説明する。調査組織の人選については、職能団体からの推薦を受けて選出したものであることなど、公平性・中立性が担保されていることを説明する。

説明を行う中で、被害児童・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、学校の設置者及び学校は調整を行う。

③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

被害児童・保護者に対して、調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて、目途を示す。

調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め被害児童・保護者に対して説明する。

④ 調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童・教職員の範囲）

予め、重大事態の調査において、どのような事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童・教職員の範囲）に調査するのかについて、被害児童・保護者に対して説明する。その際、被害児童・保護者が調査を求める事項等を詳しく聞き取る。重大事態の調査において、調査事項等に漏

れがあった場合、地方公共団体の長等による再調査を実施しなければならない場合があることに留意する必要がある。なお、第三者調査委員会が調査事項や調査対象を主体的に決定する場合は、その方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行う。

⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）

重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順を、被害児童・保護者に対して説明すること。説明した際、被害児童・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映する。

⑥ 調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

ア 調査結果（調査の過程において把握した情報を含む。以下同じ。）の提供について、被害児童・保護者に対して、どのような内容を提供するのか、予め説明を行う。

イ 被害児童・保護者に対し、予め、個別の情報の提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って行うことを説明しておく。

ウ 被害児童・保護者に対して、アンケート調査等の結果、調査報告書の原本の扱いについて、予め、情報提供の方法を説明すること。アンケート調査等で得られた情報の提供は、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の配慮の上で行う方法を探ること、又は一定の条件の下で調査報告書の原本を情報提供する方法を探ることを、予め説明する。

エ 調査報告書を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則に基づき行うことを触れながら、文書の保存期間を説明する。

オ 加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、予め、被害児童・保護者の同意を得ておく。

調査を実施するに当たり、上記①～⑥までの事項について、加害児童及びその保護者に対しても説明を行うこと。その際、加害児童及びその保護者からも、調査に関する意見を適切に聞き取る。

調査により把握した情報の記録は、亀山市の文書管理規則等に基づき適切に保存する。この記録については、重大事態の調査を行う主体（第三者調査委員会等）が実施した調査の記録のほか、いじめの重大事態として取り扱う以前において学校の設置者及び学校が取得、作成した記録を含む。

(5) 調査結果の提供及び報告

- ① 亀山市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する。
- ② 情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮することは必要であるが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。
- ③ 調査結果については、亀山市長に報告する。

(別紙)いじめ防止対策年間指導計画

留意点:いじめ防止(未然防止と早期発見の視点)と関連づけて意識的に取り組む。

月	指導等の内容		
	教職員の活動	学年・学級での活動	保護者等への働きかけ
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止基本方針の検討・確認</li> <li>○いじめ対策に関わる共通理解</li> <li>○児童に関する情報交流(職員会議)</li> <li>○学年ルールの検討・確認 (学年会・生活指導部会)</li> <li>○前年度の学校評価の「いじめ」に関わる項目(児童及び保護者)の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学級開き</li> <li>○学級・学年のきまりづくり</li> <li>○友人関係、集団づくり</li> <li>○生活目標への取り組み (いじめをなくす取組)</li> <li>○縦割り班活動の計画</li> <li>○児童の交友関係や悩み等の情報把握 (児童への目配り・生活ノート・日記・作文等:通年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ対策の説明。啓発 (PTA総会・学級懇談会)</li> <li>○授業参観</li> <li>○<u>学校運営協議会</u> (<u>いじめ防止基本方針について、地域での子どもたちの様子の把握</u>)</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○QU調査や人権アンケート等による学級状況の把握</li> <li>○家庭訪問</li> <li>○児童に関する情報交流 (職員会議等)</li> <li>○関認定子ども園との情報交流</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校行事を通した人間関係づくりの推進</li> <li>○班活動、朝の会・帰りの会の検証・確認</li> <li>○縦割り班活動の推進</li> <li>○教育相談の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談の開催</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童に関する情報交流 (職員会議等)</li> <li>○道徳・人権に関する授業研究等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談の開催</li> <li>○いじめ実態調査①</li> <li>○道徳・人権学習の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○授業参観</li> <li>○教育相談の開催</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童に関する情報交流 (職員会議等)</li> <li>○1学期の取組評価</li> <li>○関認定子ども園との情報交流</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者との情報交換(個別懇談会)</li> <li>○教育相談の開催</li> <li>○<u>学校運営協議会</u> (<u>地域での子どもたちの様子の把握</u>)</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一学期の取り組みの還流 (職員会議等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談の開催</li> </ul>

8月	○生徒指導に係る研修会(研修会) (いじめ防止等) ○授業改善・授業力向上(研修会) ○見つめる子レポート交流 ○生徒指導・人権教育講演会での研修		
9月	○児童に関する情報交流 (職員会議等)	○教育相談の開催	○教育相談の開催
10月	○児童に関する情報交流 (職員会議等) ○授業改善・授業力向上(研修会)	○縦割り班活動の推進 ○教育相談の開催	○授業参観 ○教育相談の開催
11月	○児童に関する情報交流 (職員会議等) ○QU調査や人権アンケート等による学級状況の把握 ○道徳・人権に関する授業研究等	○教育相談の開催 ○いじめ実態調査② ○道徳・人権学習の推進 (いじめに焦点化)	○教育相談の開催 ○ <u>学校運営協議会</u> ( <u>地域での子どもたちの様子の把握</u> )
12月	○児童に関する情報交流 (職員会議等) ○2学期の取組評価	○人権集会への取組 関中校区人権フォーラム ○教育相談の開催	○保護者との情報交換(個別懇談会) ○学校評価
1月	○児童に関する情報交流 (職員会議等)	○教育相談の開催 ○縦割り班活動の推進	○教育相談の開催
2月	○児童に関する情報交流 (職員会議等) ○3学期の取組評価	○教育相談の開催 ○情報モラル学習	○授業参観 ○教育相談の開催 ○情報モラル学習 ○ <u>学校運営協議会</u> ( <u>地域での子どもたちの様子の把握</u> )
3月	○児童に関する情報交流 (職員会議等) ○来年度のなかま作り・集団づくりの検討 ○関認定子ども園との情報交流	○学級納め ※年間を通して加太小との学年別交流活動(なかまづくり)	